

○共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（平成 28 年 6 月 30 日付国自審第 535 号）

令和 2 年 1 2 月 2 5 日改正

国自審第 1 9 5 0 号

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案						現 行							
別添 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領 目次～第 3 号様式（特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証）（第 12 関係） （略）						別添 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領 目次～第 3 号様式（特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証）（第 12 関係） （略）							
別記様式（特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲）（用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。）						別記様式（特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲）（用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。）							
特定共通構造部の名称及び型式： <u>（例）ニッポン ABC123</u>						特定共通構造部の名称及び型式： <u>（例）ニッポン ABC123</u>							
特定共通構造部審査 試験項目に対応する 保安基準等	審査 対象	チェック欄				詳細 説明	特定共通構造部審査 試験項目に対応する 保安基準等	審査 対象	チェック欄				詳細 説明
		(車名及び型式) ニッポン ●●-DEF123		(車名及び型式) ニッポン ●●-DEF456					(車名及び型式) ニッポン ●●-DEF123		(車名及び型式) ニッポン ●●-DEF456		
		(類別) 0001	(類別) 0002	(類別) 0001	(類別) 0002				(類別) 0001	(類別) 0002	(類別) 0001	(類別) 0002	
1～132 (略)						1～132 (略)							
備考 1～4 (略) 5 チェック欄に記号を使用する場合は、各記号が示す意味を表示すること。 <u>特定装置、特定共通構造部(協定規則第 0 号)で審査済の項目および既指定共通構造部型式指定申請であって特定共通構造部の範囲に変更がある場合については、その旨記載すること。</u> 6 (略)						備考 1～4 (略) 5 チェック欄に記号を使用する場合は、各記号が示す意味を表示すること。 6 (略)							
附則 1 (略)						附則 1 (略)							

附則 2 共通構造部（多仕様自動車）型式指定申請書等提出要領

第 1～第 4 （略）

別表第 1 （申請書等の添付書面／審査・リコール課用）（第 2 関係）

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1～4 （略）		
5	構造・装置の概要説明書	（略）
	(1)・(2) （略）	
	(3)検査時に注意する事項	<p>（略）</p> <p>①騒音防止対策説明</p> <p>自動車に備えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。協定規則第 51 号第 3 改訂版補足第 6 改訂版以降に対応し、複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。）を備える自動車にあっては、諸元表の近接排気騒音値を測定したときのモードを記載するとともに、全てのモードへの切替え方法を記載すること。<u>原動機の回転数</u></p>

附則 2 共通構造部（多仕様自動車）型式指定申請書等提出要領

第 1～第 4 （略）

別表第 1 （申請書等の添付書面／審査・リコール課用）（第 2 関係）

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1～4 （略）		
5	構造・装置の概要説明書	（略）
	(1)・(2) （略）	
	(3)検査時に注意する事項	<p>（略）</p> <p>①騒音防止対策説明</p> <p>自動車に備えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。協定規則第 51 号第 3 改訂版補足第 6 改訂版以降に対応し、複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。）を備える自動車にあっては、諸元表の近接排気騒音値を測定したときのモードを記載するとともに、全てのモードへの切替え方法を記載すること。</p>

		<p><u>を抑制する装置を備えた自動車(エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。)にあつては、当該装置が作動する回転数及び近接排気騒音の測定回転数を記載すること。ただし、原動機の回転数を加速ペダルの操作により規定の測定回転数に調整できないものについては、当該装置が作動する回転数を記載すること。</u></p> <p>②～⑱ (略)</p>
6～21	(略)	

6～21	(略)	②～⑱ (略)

備考 (略)

備考 (略)

別表第2 (申請書等の添付書面/自動車審査部用) (第2関係)

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1～4	(略)	
5	構造・装置の概要説明書	
	(1)～(7) (略)	
	(8) 騒音防止対策説明書	自動車に備えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態

別表第2 (申請書等の添付書面/自動車審査部用) (第2関係)

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1～4	(略)	
5	構造・装置の概要説明書	
	(1)～(7) (略)	
	(8) 騒音防止対策説明書	自動車に備えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態

	<p>が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。協定規則第 51 号第 3 改訂版補足第 6 改訂版以降に対応し、複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。）を備える自動車にあつては、諸元表の近接排気騒音値を測定したときのモードを記載するとともに、全てのモードへの切替え方法を記載すること。<u>原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車（エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであつて当該装置を容易に解除することができないものに限る。）にあつては、当該装置が作動する回転数及び近接排気騒音の測定回転数を記載すること。ただし、原動機の回転数を加速ペダルの操作により規定の測定回転数に調整できないものについては、当該装置が作動する回転数を記載すること。</u></p>		<p>が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。協定規則第 51 号第 3 改訂版補足第 6 改訂版以降に対応し、複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。）を備える自動車にあつては、諸元表の近接排気騒音値を測定したときのモードを記載するとともに、全てのモードへの切替え方法を記載すること。</p>
--	--	--	--

	(9)～(14) (略)
6～17 (略)	
備考 (略)	
別記様式 (提出書面一覧表) (略)	
別紙様式 1	
指定装置等又は指定共通構造部一覧表 (略)	
備考 1 <u>当該申請の共通構造部に含まれる指定装置等又は指定共通構造部を全て記載すること。</u>	
<u>2～4</u> (略)	
別紙様式 2 (宣誓書) ～別紙 2 - 3 (略)	
附則 3 軽微な変更の取扱要領 (略)	
別表	
書面	項目 条 件
諸	輪距の変更 (略)
元	タイヤの変更 指定装置等であって、同一サイズのタイヤでタイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等を変更又は追加するものに限る。 <u>(WLTCモードによる燃料消費率または一充電走行距離を記載する自動車等を除く)</u>
表	

	(9)～(14) (略)
6～17 (略)	
備考 (略)	
別記様式 (提出書面一覧表) (略)	
別紙様式 1	
指定装置等又は指定共通構造部一覧表 (略)	
備考 <u>(新設)</u>	
<u>1～3</u> (略)	
別紙様式 2 (宣誓書) ～別紙 2 - 3 (略)	
附則 3 軽微な変更の取扱要領 (略)	
別表	
書面	項目 条 件
諸	輪距の変更 (略)
元	タイヤの変更 指定装置等であって、同一サイズのタイヤでタイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等を変更又は追加するものに限る。
表	

タイヤの追加	指定装置等であって、既に届出されているタイヤと断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号及びリム径の呼びが同一であるもの。(負荷能力及び速度区分記号により示される最高速度が同一である場合又は大きくなる場合に限る。 <u>(WLTCモードによる燃料消費率または一充電走行距離を記載する自動車等を除く)</u>)
通称名の変更～前照灯照射方向調整装置の変更 (略)	
外観図～保安基準の規定に適合することを証する書類 (略)	

タイヤの追加	指定装置等であって、既に届出されているタイヤと断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号及びリム径の呼びが同一であるもの。(負荷能力及び速度区分記号により示される最高速度が同一である場合又は大きくなる場合に限る。)
通称名の変更～前照灯照射方向調整装置の変更 (略)	
外観図～保安基準の規定に適合することを証する書類 (略)	

附則 4 共通構造部 (多仕様自動車) の諸元表の記載要領

第 1 (略)

第 2 項目別記載要領

1-0～1-14 (略)

1-15 用途

乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は幼児専用車(細目告示第 28 条第 1 項第 2 号の幼児専用車をいう。以下同じ。)のいずれかであるかを次の例により記入する。この場合において乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車及び特種用途自動車の区分は、「自動車の用途等の区分について」(昭和 35 年 9 月 6 日自車第 452 号)に定めるところによる。

なお、小型特殊自動車にあつては、記載を省略して差し支えない。

用途を 2 種類以上設定する場合には、各々の用途を「/」でつなぐものとする。また、用途毎に別頁としそれぞれの用途を記載してもよい。

また、多仕様自動車の範囲に荷台がない等、用途が特定できない場合に

附則 4 共通構造部 (多仕様自動車) の諸元表の記載要領

第 1 (略)

第 2 項目別記載要領

1-0～1-14 (略)

1-15 用途

乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は幼児専用車(細目告示第 28 条第 1 項第 2 号の幼児専用車をいう。以下同じ。)のいずれかであるかを次の例により記入する。この場合において乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車及び特種用途自動車の区分は、「自動車の用途等の区分について」(昭和 35 年 9 月 6 日自車第 452 号)に定めるところによる。

なお、小型特殊自動車にあつては、記載を省略して差し支えない。

用途を 2 種類以上設定する場合には、各々の用途を「/」でつなぐものとする。また、用途毎に別頁としそれぞれの用途を記載してもよい。

なお、多仕様自動車の範囲に荷台がない等、用途が特定できない場合に

っては、検査時になりうる用途の代表を記載するものとする。

例 (略)

1-16~25 (略)

26 自動車の構造等 (追加項目)

26-1 (略)

26-2 車体の形状

次の表の車体の形状欄の例により記入する。ただし、漢字の部分については片仮名によることができ、() 内に示したものについてはこれを用いることができる。

なお、特種用途自動車及び大型特殊自動車であって二輪又は三輪であるものについてはその旨 (例タンク車三輪) を、また、特種用途自動車であってセミ・トレーラ、フル・トレーラ又はドリー付トレーラであるものについてはその旨 (例タンク・セミ・トレーラ) をそれぞれ付記する。

また、多仕様自動車の範囲に荷台がない等、車体の形状が特定できない場合にあっては、検査時になりうる車体の形状を記載するものとする。

(略)

26-3~26-8 (略)

27・28 (略)

附則 5~附則 6 (略)

R 2. 1 2. 2 5 改正 (国自審第 1 9 5 0 号)

(施行期日)

1. 本改正規定は、令和 3 年 1 月 2 2 日より施行する。

っては、検査・登録時になりうる用途の代表を記載するものとする。

例 (略)

1-16~25 (略)

26 自動車の構造等 (追加項目)

26-1 (略)

26-2 車体の形状

次の表の車体の形状欄の例により記入する。ただし、漢字の部分については片仮名によることができ、() 内に示したものについてはこれを用いることができる。

なお、特種用途自動車及び大型特殊自動車であって二輪又は三輪であるものについてはその旨 (例タンク車三輪) を、また、特種用途自動車であってセミ・トレーラ、フル・トレーラ又はドリー付トレーラであるものについてはその旨 (例タンク・セミ・トレーラ) をそれぞれ付記する。

(略)

26-3~26-8 (略)

27・28 (略)

附則 5~附則 6 (略)

(新設)